

令和7年稲敷市農業委員会第9回総会

〔9月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 5 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 6 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 7 議案第4号 農地改良協議に対する同意について
日程 8 議案第5号 非農地判断について
日程 9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程10 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程10 議案第7号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
7番	篠崎惣壽君	17番	坂本富男君
8番	村松清美君	18番	川島昇君
9番	坂本和夫君	19番	根本脩君

10番 村山文雄君
欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本祐司君
農業委員会事務局係長	坂本証君
農業委員会事務局主査	久保田健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年9月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員さん6名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は2番篠崎文夫委員、3番黒澤克巳委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから6ページまでの12件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書7ページから12ページまでの6件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から6番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 13ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転6件でございます。

申請番号1番 四箇字鴻ノ巣、田2筆、510㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 橋向字橋向、畑1筆、1,077㎡についてでございますが、受人が新規に家庭菜園を始めるために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号3番 本新、畑1筆、3,000㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号4番 境島字川脇、田1筆、1,296㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大の

ため買い受けるものでございます。

申請番号5番 境島字萩原、田1筆、991㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号6番 四ツ谷字中割、田1筆、3,206㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号1番について、報告いたします。

9月4日に原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は170日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。申請番号2番について報告いたします。

9月6日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新規に家庭菜園を始めるため、畑を取得する予定であります。耕作予定作物は、サツマイモ、トマト、ジャガイモ等です。農機具の所有状況は、小型の耕運機やトラクターを購入予定です。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番から5番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。まず、申請番号3番について、報告いたします。

9月3日に野口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は畜産業を営んでいる農地所有適格法人であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、軽トラック1台、コンバイン1台を所有しております。農作業従事日数は150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号4番について、報告いたします。

9月3日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、農業用倉庫2棟を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考え

られます。

続いて申請番号5番について、報告いたします。

9月3日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農地所有適格法人であります。農機具の所有状況ですが、近隣の農家に委託するそうです。農作業従事日数は150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本典勇君

○11番（墳本典勇君）

申請番号3番についてですが、受人渡人が同一人物かと思うのですが、個人の所有を会社のものにするということですか。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君）

こちらは、法人の代表者が個人で所有している農地を法人の所有地にしたいとの事で、個人から法人への権利移動については特に問題はないと思われます。

○11番（墳本典勇君）

わかりました。

○議長（根本 脩君） その他ございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程5 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 15ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字馬場、畑2筆、1, 155㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル172枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 伊佐津字内原、畑1筆、1, 492㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。595Wパネル168枚設置。。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号3番 佐倉字姥神、畑2筆、1, 359㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル184枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 佐倉字横ついち、畑1筆、1, 458㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル176枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号5番 佐倉字佐倉原、畑1筆、1, 537㎡についてですが、市街化区域に近接した小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号6番 犬塚字新畑、畑1筆、1, 407㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。640Wパネル159枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号7番 月出里字花指、田2筆、1, 185㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号8番 月出里字花指、畑1筆、940㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル172枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号9番 月出里字花指、畑1筆、1, 031㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号10番 月出里字居下、田1筆、836㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル152枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号11番 江戸崎字豆薬師、畑3筆、1,573㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。640Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号12番 村田字豆薬師、畑3筆、1,481㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。595Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る3日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号2番について、去る3日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番から5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号3番から5番について、去る3日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番から10番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本典勇君） 11番埴本です。

申請番号6番から10番について、去る3日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号11番、12番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号11番、12番について、去る3日、清原推進委員と山崎推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 18ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付6件でございます。

申請番号1番 神宮寺字馬場尻、畑1筆、818㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 結佐字下結佐、畑1筆、350㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 曲渕字前田、田1筆、79㎡についてですが、昭和62年頃より郵便局敷地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 沼田字辺田後、田1筆、752㎡についてですが、20年以上前から雑種地として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請となります。

申請番号5番 月出里字花指、田2筆、1,412㎡、

申請番号6番 月出里字花指、田1筆、1,183㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る3日、飯塚委員と田仲推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番、3番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号2番、3番について、去る4日、村松委員と風間推進委員と木内推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号2番については20年以上前から宅地として、申請番号3番については昭和62年頃より郵便局敷地として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号4番について、去る3日、墳本委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から雑種地として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番、6番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号5番、6番について、去る3日、村山委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程7 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 20ページをお開き願います。

議案第4号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

申請番号1番 太田字大辺田、田1筆、2, 400㎡についてですが、客土のための農地改良協議でございます。申請地は1筆の中が畦畔で区切られ2枚の田となっておりますが、今回、耕地拡大による効率化を図るため、畦畔を撤去し低くなっている部分を埋立て、1枚の田として使用するため申請をするものでございます。埋立てに用いる土、250㎡は、市内の山砂を購入し、4トン車63回分を申請地に約10cm埋め立てる計画で、埋立て後は、水稻を耕作する計画です。廃棄物対策室との協議もしております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○2番（篠崎文夫君） 2番篠崎です。

申請番号1番について、去る3日、遠藤委員と濱田推進委員と事務局で、現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務局の説明通りで間違いなく、畦畔を撤去し、低くなっている区画に購入した土を入れ、田として利用するものであり、問題ないと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程 8 議案第 5 号 非農地判断について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 5 号「非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 21 ページをお開き願います。

議案第 5 号「非農地判断について」でございます。

こちらは令和 6 年度に行った、農地法第 30 条に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地と判断された農地のうち、田 3 筆、1, 396 m²、畑 9 筆、4, 873 m²について、総会で議決が得られれば非農地として農地台帳から除外し、非農地通知を発出するものです。議案書と併せてお手元にあります議案第 5 号非農地判断について報告書の 1 ページをお開き願います。

申請番号 1 番 月出里字嶋田作、他 1 地区、畑 2 筆、1, 019 m²についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして報告書の 2 ページをお開き願います。

申請番号 2 番 月出里字大道添、他 1 地区、畑 3 筆、1, 595 m²についてですが、耕作に供されず竹や樹木等が繁茂している状況です。続きまして報告書の 3 ページをお開き願います。

申請番号 3 番 月出里字花指、田 1 筆、1, 164 m²についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして報告書の 4 ページをお開き願います。

申請番号 4 番 月出里字猫木ツク、畑 1 筆、1, 535 m²についてですが、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。続きまして報告書の 5 ページをお開き願います。

申請番号 5 番 月出里字嶋田作、畑 1 筆、400 m²についてですが、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。続きまして報告書の 6 ページをお開き願います。

申請番号 6 番から 9 番について、中山字五郎田、他 2 地区、田 2 筆、畑 2 筆、556 m²についてですが、共同墓地として利用されている状況です。なお、申請番号 1 番から 9 番まですべて農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっております。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 5 号「非農地判断について」を採決いたします。本案は、事務局説明のとおり非農地通知を発行することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は事務局説明のとおり非農地通知を発行することに決定いたしました。

日程 9 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。なお、総会資料の 47 ページ 52 番につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限に、山口和彦委員が該当いたしますので、15 番山口委員の退室を求めます。

（山口委員退室）

事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 24 ページをお開き願います。

議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、10 件、24 筆、34, 658㎡、期間満了に伴う更新が、62 件、209 筆、379, 465㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、15 番山口委員の入室を認めます。

（山口委員入室）

日程 10 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 60 ページをお開き願います。

議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が13件、40筆、89,437㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時00分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

2 番 委 員 篠 崎 文 夫

3 番 委 員 黒 澤 克 巳